

令和4年9月定例会議事日程

令和4年8月25日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課8月行事報告

第 5 議 案

第46号議案 議会の議決を経るべき議案（令和4年度一般会計補正予算第5号）

第47号議案 議会の議決を経るべき議案について（北村西望賞基金条例の一部を改正する条例）

第48号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例）

第49号議案 議会の議決を経るべき議案について（財産の取得）

第50号議案 島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

第51号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第52号議案 島原市スポーツ大会出場者奨励金交付要綱

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 9月行事予定表

（2）その他

島原市教育委員会

議案集

- 第46号議案 議会の議決を経るべき議案（令和4年度一般会計補正予算第5号）
- 第47号議案 議会の議決を経るべき議案について（北村西望賞基金条例の一部を改正する条例）
- 第48号議案 議会の議決を経るべき議案について（島原市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例）
- 第49号議案 議会の議決を経るべき議案について（財産の取得）
- 第50号議案 島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則
- 第51号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第52号議案 島原市スポーツ大会出場者奨励金交付要綱

令和4年8月25日 定例会

第46号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙令和4年度島原市一般会計補正予算第5号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第47号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

北村西望賞基金条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出する。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申し出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 委員会事務局職員及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（第4号の教職員及び会計年度任用職員等は除く。）の任免を行うこと。
- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申し出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 号議案

北村西望賞基金条例の一部を改正する条例

北村西望賞基金条例（昭和54年島原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄附金
- (2) 予算に定める額
- (3) この基金の運用から生ずる収益

2 この基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第4条を次のように改める。

(処分)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

第6条を削る。

第7条中「交付の対象となる美術の部門及び交付基準の設定、交付の審査並びに交付の方法その他」を削り、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年 月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

基金の運用及び処分に関して所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

北村西望賞基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>(積立金)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄附金</p> <p>(2) 予算に定める額</p> <p>(3) この基金の運用から生ずる収益</p> <p>2 この基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p> <p>(処分)</p> <p>第4条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(積立金)</p> <p>第2条 基金として積立てる現金は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 北村西望先生からの寄付金</p> <p>(2) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄付金</p> <p>(3) その他市長が基金に積立てることが適当と認める額</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、島原市一般会計歳入歳出予算に計上し、収益の範囲内で北村西望賞を交付する。</p> <p>2 前項の規定による北村西望賞を交付した後、剰余を生じたときは、基金に編入するものとする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第6条 この基金による北村西望賞を交付する対象は、島原市立小中学校に在学する児童生徒とする。</p>	<p>【第2条の条文の内容】 基金として積み立てる額及び基金への編入方法について規定するもの</p> <p>【第2条の改正内容】 基金として積み立てる額について整理を行うほか第2項として基金への編入方法を追加するもの</p> <p>【新第4条の条文の内容】 西望賞交付の現状に合わせ、基金の処分について規定するもの</p> <p>【第6条の条文の内容】 西望賞の交付対象について規定するもの</p> <p>【第6条の改正内容】 交付対象等の事務的な内容については、規則で詳細に規定するため削除するもの</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>(委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、 _____ _____ _____ 必要な事項は、島原市教育委員会が別に定める。</p>	<p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、交付の対象となる美術の部門及び交付基準の設定、交付の審査並びに交付の方法その他必要な事項は、島原市教育委員会が別に定める。</p>	<p>【第7条の条文の内容】 この条例に定めるもののほか、この基金について必要な事項は、規則等に委任する旨を規定するもの</p> <p>【第7条の改正内容】 第6条を削除したことによりこの条を第6条に繰り上げるほか、所要の整備を行うもの</p>

第48号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

島原市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出する。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申し出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒、任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 委員会事務局職員及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(第4号の教職員及び会計年度任用職員等は除く。)の任免を行うこと。
- (8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申し出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 号議案

島原市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例

島原市スポーツ振興基金条例（昭和56年島原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄附金
- (2) 予算に定める額
- (3) この基金の運用から生ずる収益

2 この基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第4条を次のように改める。

(処分)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年 月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

基金の運用及び処分に関して所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするものである。

島原市スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
<p>(積立金)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄附金</p> <p>(2) 予算に定める額</p> <p>—</p> <p>(3) この基金の運用から生ずる収益</p> <p>2 この基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。</p>	<p>(積立金)</p> <p>第2条 基金として積み立てる現金は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 基金の趣旨に賛同する有志者からの寄附金</p> <p>(2) その他市長が基金に積立てることが適当と認める額</p> <p>—</p> <p>(運用)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、島原市一般会計歳入歳出予算に計上し、収益の範囲内でスポーツ賞及び奨励金を交付する。</p> <p>2 前項の規定により交付した後、剰余を生じたときは、基金に編入するものとする。</p>	<p>【第2条の条文の内容】</p> <p>基金として積み立てる額及び基金への編入方法について規定するもの</p> <p>【第2条の改正内容】</p> <p>基金として積み立てる額について整理を行うほか第2項として基金への編入方法を追加するもの</p>
<p>(処分)</p> <p>第4条 市長は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>—</p>	<p>(運用)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、島原市一般会計歳入歳出予算に計上し、収益の範囲内でスポーツ賞及び奨励金を交付する。</p> <p>2 前項の規定により交付した後、剰余を生じたときは、基金に編入するものとする。</p>	<p>【新第4条の条文の内容】</p> <p>スポーツ賞及び奨励金交付の現状に合わせ、基金の処分について規定するもの</p>

第49号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、議会に提出することの承認を求める。

財産の取得について 別紙のとおり

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年9月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

- 1 財産の種類 島原市営平成町人工芝グラウンド人工芝
- 2 買入方法 指名競争入札
- 3 金額 58,300,000円
- 4 契約の相手方 大阪市北区西天満二丁目4番4号
積水樹脂株式会社
代理人 東京都港区海岸一丁目11番1号
積水樹脂株式会社景観・スポーツ事業部長
西村 憲夫

提案理由

島原市営人工芝グラウンドの備品を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

(参考)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) ～ (10) 略

(11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。

(12) ～ (16) 略

第50号議案

島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

島原市スポーツ振興基金条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第6条」に改め、「スポーツ賞及び奨励金の交付」を「島原市スポーツ振興基金」に改める。

第2条を次のように改める。

（交付の対象）

第2条 条例第4条に規定する交付の対象となるものは、次に掲げる事業とする。

- （1） 有馬スポーツ賞 当該年度において、スポーツに関し優秀な成績を収めた島原市小中学校児童・生徒に対して表彰を行う事業
- （2） スポーツ奨励金 国際大会、全国大会、九州大会等に出場する市民に対して奨励金を交付する事業
- （3） その他スポーツ振興に資する事業

第3条を削る。

第4条第1項中「表彰」を「前条第1号の表彰（以下「表彰」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条見出し中「交付」を「処分」に改め、同条中「交付」を「処分の対象となる事業」に改め、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市スポーツ振興基金条例の改正に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市スポーツ振興基金条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行	解説及び資料
<p>島原市スポーツ振興基金条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例（昭和56年島原市条例第9号）第6条の規定により、<u>島原市スポーツ振興基金</u>に<u>関して必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(処分の対象)</u></p> <p>第2条 <u>条例第4条に規定する処分の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</u></p> <p>(1) <u>有馬スポーツ賞 当該年度においてスポーツの優秀な成績をおさめた島原市小中学校児童・生徒に対して、市が表彰を行う事業</u></p> <p>(2) <u>スポーツ奨励金 国際大会、全国大会又は九州大会等に出場する市民に対し、奨励金を交付する事業</u></p> <p>(3) <u>その他スポーツの振興に資する事業</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第3条 <u>前条第1号の表彰（以下「表彰」という。）は、島原市教育委員会が行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>処分の基準</u>)</p>	<p>島原市スポーツ振興基金条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例（昭和56年島原市条例第9号）<u>第4条の規定により、スポーツ賞及び奨励金の交付に</u><u>関して必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(交付の対象)</u></p> <p>第2条 <u>交付の対象は、島原市小中学校児童・生徒とする。</u></p>	<p>【第1条の改正内容】 文言の整理を行ったもの</p> <p>【第2条の改正内容】 処分の対象について、具体的に定めたもの</p>
<p>(表彰)</p> <p>第3条 <u>前条第1号の表彰（以下「表彰」という。）は、島原市教育委員会が行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>処分の基準</u>)</p>	<p>(<u>交付の種類</u>)</p> <p>第3条 <u>交付の種類は、次の各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>有馬スポーツ賞 当該年度においてスポーツの優秀な成績をおさめたもの</u></p> <p>(2) <u>スポーツ奨励金 全国大会、九州大会に県代表として出場するもの</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第4条 <u>表彰</u> <u>は、島原市教育委員会が行う。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>交付の基準</u>)</p>	<p>【旧第3条の改正内容】 第2条において整理したため削ったもの</p> <p>【新第3条の改正内容】 文言の整理を行ったもの</p> <p>【第4条の改正内容】</p>

改正案	現行	解説及び資料
<p>第4条 処分の対象となる事業の具体的基準その他必要な事項は、別に定める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>第5条 交付 事項は、別に定める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>文言の整理を行ったもの</p>

第51号議案

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市スポーツ振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表中全国・九州大会等選手派遣費補助金の項を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改正案		現行					解説及び資料																																																													
<p>別表</p> <p>○島原市スポーツ振興補助金交付要綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の名称</th> <th>交付の目的</th> <th>補助事業の内容、対象経費</th> <th>補助率又は額</th> <th>補助対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td>削る</td> <td>削る</td> <td>削る</td> <td>削る</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	略					略					略					削る	削る	削る	削る	削る	以下略					<p>○島原市スポーツ振興補助金交付要綱</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の名称</th> <th>交付の目的</th> <th>補助事業の内容、対象経費</th> <th>補助率又は額</th> <th>補助対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国・九州大会等選手派遣費補助金</td> <td>全国大会・九州大会等へ選手等を派遣することを補助する。</td> <td>選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部</td> <td>予算の範囲内で市長が認める額</td> <td>全国大会・九州大会出場選手等及び役員等</td> </tr> <tr> <td>以下略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	略					略					略					全国・九州大会等選手派遣費補助金	全国大会・九州大会等へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	全国大会・九州大会出場選手等及び役員等	以下略					<p>【別表の改正内容】</p> <p>奨励金交付要綱を別に定めるため削除するもの</p>	
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者																																																																
略																																																																				
略																																																																				
略																																																																				
削る	削る	削る	削る	削る																																																																
以下略																																																																				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者																																																																
略																																																																				
略																																																																				
略																																																																				
全国・九州大会等選手派遣費補助金	全国大会・九州大会等へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員への派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	全国大会・九州大会出場選手等及び役員等																																																																
以下略																																																																				

第52号議案

島原市スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツの振興を図るため、国際大会、全国大会又は九州大会等に出場する本市在住の選手等に対し、大会出場に係る経費を支援するための奨励金（以下「奨励金」という。）を市の予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定める。

(交付の対象者)

第2条 奨励金の交付対象は、次の各号に定める要件に全て該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 次条に規定する交付の対象大会に出場する個人
 - (3) 大会の出場に当たり、本市の他の制度等による補助金等を受けていない又は受ける予定がない者
 - (4) 前号に掲げる補助金等以外の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合において、当該補助金等を受けてもなお大会出場に係る経費に自己負担がある者
- 2 前項の規定については、団体競技に出場する個人を含む。
- 3 前2項の個人が、競技を行うために必要と認める監督及びコーチ等として、大会出場選手等に登録された者に対する奨励金の交付については、第1項第1号、第3号及び第4号の要件を満たす者3人以内とする。

(交付の対象大会)

第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に定める大会とする。

- (1) 国際大会（オリンピック競技大会・日本スポーツ協会加盟団体が派遣する大会その他同大会に準じると認められる権威ある大会）
- (2) 全国大会で日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会
- (3) 九州大会で日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会
- (4) 前各号に準じる大会で、市長が特に認めたもの

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、別表に定める額とする。

(交付申請手続)

第5条 申請者は、島原市スポーツ大会出場奨励金交付申請書（第1号様式）を大会開催の前日までに市長に提出しなければならない。

- 2 奨励金の交付を受けようとする者が未成年の場合は、その者の保護者が申請を行うものとする。
- 3 団体競技に出場する個人が2人以上所属する団体にあつては、団体が代表して申請す

ることができる。

(交付決定及び交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等について、第2条及び第3条の規定に適合しているかどうかを審査し、交付の可否を決定して島原市スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、奨励金を申請者に交付するものとする。

(実績報告)

第7条 奨励金の交付を受ける者は、大会終了後、30日以内に島原市スポーツ大会出場奨励金交付実績報告書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法により奨励金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	交付の対象大会	開催地	対象	交付額(1人につき)
国際大会	① 国際大会（オリンピック競技大会・日本スポーツ協会加盟団体が派遣する大会） その他同大会に準じると認められる権威ある大会	※日本国内での開催は、全国大会の欄を適用する。	区分なし	50,000円以内
全国大会	② 全国大会で日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会 その他同大会に準じると認められる大会	中部・関東・東北・北海道地方	小・中・高校生	20,000円以内
			一般	5,000円以内
		中国・四国・近畿・沖縄地方	小・中・高校生	15,000円以内
			一般	4,000円以内
		九州地方	小・中・高校生	5,000円以内
			一般	3,000円以内
九州大会	③ 九州大会で日本スポーツ協会加盟団体等が主催する大会 その他同大会に準じると認められる大会	中部・関東・東北・北海道地方	小・中・高校生	20,000円以内
			一般	5,000円以内
		中国・四国・近畿・沖縄地方	小・中・高校生	15,000円以内
			一般	4,000円以内
		九州地方	小・中・高校生	5,000円以内
			一般	3,000円以内
その他	④ ①から③までの大会	雲仙市・南島原市	小・中・高校生	2,000円以内
			一般	2,000円以内

第1号様式（第5条関係）

島原市スポーツ大会出場奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）島 原 市 長

所在地又は住所：

団体名

（代表者）氏名

印

未成年者（出場者）氏名

電話番号

次のとおり、島原市スポーツ大会出場奨励金について、関係書類を添えて申請します。

大会名	
主催者	
競技種目	
開催期間	
開催地	
添付書類	① 出場大会等の開催要綱（写） ② 大会に係る予選結果 ③ 大会出場決定通知の写し（必要に応じて） ④ 大会出場選手登録がわかる書類等（必要に応じて） ⑤ 大会派遣に係る自己負担額がわかるもの ⑥ その他
出場団体名	
振込先	金融機関名 支店名 口座種類 口座番号 口座名義（フリガナ）

第2号様式（第6条関係）

島原市スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書

島原市指令 第 号
年 月 日

所在地又は住所

団体名

（代表者）氏名

未成年者（出場者）氏名

島 原 市 長

年 月 日付けで申請のあった島原市スポーツ大会出場者奨励金について、島原市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第6条に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

決定内容	奨励金（金 円）を交付します。
振込先	銀行 支店
備考	

第3号様式（第7条関係）

島原市スポーツ大会出場奨励金実績報告書

年 月 日

（あて先）島 原 市 長

所在地又は住所：

団体名

（代表者）氏名

印

未成年者（出場者）氏名

電話番号

次のとおり、島原市スポーツ大会出場奨励金交付要綱第7条に基づき実績報告いたします。

大会名	
主催者	
競技種目	
開催期間	
開催地	
結果 （順位）	
その他 （収支報告等）	

令和4年8月25日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

スポーツ大会出場に係る経費を支援するための奨励金を交付することについて、必要な事項等を定めるため、制定するもの

島原市教育委員会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

令和4年8月25日 定例会

教育委員会 9月定例会 報告事項

【8月】

（教育総務課）

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	月	8月定例教育委員会	13:30	有明庁舎第1会議室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
2	火	市議会全員協議会	10:00	議会第一会議室	教育長
2	火	ライフプランセミナー	13:30	本庁2B会議室	課長
8	月	例規審査委員会	13:30	本庁庁議室	教育次長
9	火	指名選定委員会	10:00	本庁庁議室	教育次長
10	水	例規審査委員会	10:00	本庁庁議室	教育次長
16	火	新型コロナウイルス感染症対策本部	9:00	本庁庁議室	教育長
17	水	新型コロナウイルス感染症対策本部	11:00	本庁庁議室	教育次長、課長
18	木	新型コロナウイルス感染症対策本部	9:30	本庁庁議室	教育次長、課長
19	木	人事管理ヒアリング	10:00	本庁3A会議室	教育次長、課長
22	月	企画委員会	9:00	本庁庁議室	教育次長
22	月	奨学生決定通知授与式	10:30	教育長室	教育長、課長、原野主任
23	火	条件付職員最終面接	9:00	本庁庁議室	教育長
25	木	時代に合った地域コミュニティづくりに関する研修会	9:00	本庁2A会議室	教育長、課長、濱口班長
25	木	指名選定委員会	11:00	本庁庁議室	教育次長
25	木	9月定例教育委員会	13:30	有明庁舎第1会議室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
27	土	採用試験2次試験面接	14:00	本庁2A会議室	教育長
		《付記事項》			
28	日	校庭芝生化 除草作業	8:00	第4小学校	教育長、次長、教育総務課、学校教育課

教育委員会 9月定例会 報告事項

【8月】

（学校教育課）

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	火	諸表簿点検（大三東小・湯江小）	9:30	大三東小・湯江小	長谷川、池田、原川
2	火	就学時相談	12:30	有明公民館	池田
3	水	島原市小学生イングリッシュ・デイ・キャンプ	9:30	森岳公民館	内島、池田、長谷川、（牟田課長挨拶）
4	木	島原市中学生イングリッシュ・デイ・キャンプ	9:30	森岳公民館	内島、池田、原川、（牟田課長挨拶）
5	金	学力向上に係る分析研修会（オンライン：東京書籍）	14:00	有明庁舎	林田
9	火	登校日（平和集会）		各小・中学校	
9	火	教育講演会	14:30	有明文化会館	市長、次長、各課長、課員
17	水	要保護児童対策地域協議会	13:30	本庁舎	課長
17	水	いじめ問題対策連絡協議会	15:00	本庁舎	課長
17	水	中高連絡協議会	14:00	島原文化会館	原川
17	水	5歳児検診	13:00	有明健康センター	池田
18	木	島原市就学相談会（18日・19日・23日・24日）	14:00	有明公民館	池田
18	木	教務主任会	14:00	杉谷公民館	林田、原川
19	金	島原市立第一中学校 校内研修（GIGA）指導	13:20	第一中	林田、木下
19	金	島原市立三会中学校 校内研修（道徳教育）指導	13:20	三会中	原川
23	火	親子粘土教室	13:30	復興アリーナサブアリーナ	（中止）
25	木	養護教諭部会	9:00	有明公民館	林田
25	木	地域コミュニティづくりに関する研修会	9:00	本庁舎	教育長、課長、内島、寺中
26	金	教職員実態調査	8:30	有明庁舎	教育長、課長、長谷川、内島
26	金	第2回C4th運用協議会	15:00	杉谷公民館	林田、池田
27	金	市中体連理事会	13:00	三会公民館	原川

島原市教育委員会 9月定例会報告事項

社会教育課

【令和4年8月】

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	火	スクールキッズ閉講式	11:40	森岳公民館	本田
4	木	指定管理者選定委員会	13:30	本庁庁議室	課長、本田
6	土	テラコッタ粘土で縄文土器を作ろう	9:30	有明文化会館	山下
7	日	お城の自由研究お助け講座	9:00	観光復興記念館	大津
8	月	第1回公民館運営審議会	10:00	霊丘公民館	書面開催に変更
8	月	佐賀大学宮武教授による島原城に関する研修会「知らなきゃ損！島原城の日本的価値」	13:30	森岳公民館	市長、課長、文化財保護推進室
10	水	島原城外郭北東端地権者との協議	13:30	有明庁舎	課長、大津、山下
10	水	市民音楽祭第1回代表者会	19:30	島原文化会館	課長、社会教育文化班
12	金	市町村教育委員会研究協議会第一分科会発表者・司会・県の打ち合わせ	14:00	有明庁舎(オンライン)	課長
18	木	社会教育担当者会	13:30	森岳公民館	課長、本田
19	金	市美術展第2回運営委員会	19:00	森岳公民館	課長、社会教育文化班
21	日	お城の自由研究お助け講座	9:00	観光復興記念館	吉岡
23	火	第1回特別名勝温泉岳保存活用計画策定有識者会議	15:00	本庁2-C(オンライン)	大津、根井文庫長
23	火	古文書調査事業(熊本学園大学村上准教授) ~25日まで	13:30	島原図書館	文庫職員
24	水	第44回少年の主張長崎県大会	13:00	佐世保体育文化館 コミュニティーセンター	無観客開催
24	水	第3回 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会	13:30	有明庁舎	課長、文化財保護推進室
26	金	第1回図書館協議会	10:00	島原図書館	課長、本田、林田
※ 各地区にて高齢者学級0回(担当:野口)・女性学級4回開催(担当:松本) ※ 夏休み稽古館8回「7/22、27、29、8/3、5、10、17、19」(担当:松本)					

【付記事項】

11	木	子ども精霊流し(精霊船製作)	8:30	白山公民館	中止
15	月	子ども精霊流し	17:30	白山公民館	中止
17	水	島原市要保護児童対策地域協議会代表者会議	13:30	本庁2-B	出田指導監
17	水	島原市いじめ問題対策連絡協議会	15:00	本庁2-B	出田指導監
25	木	時代に合った地域コミュニティづくりに関する研修会(市民部主催)	9:00	本庁2-A	課長、本田、公民館主事
		有明地区子ども会対抗スーパーキックベース大会			中止

令和4年 9月行事予定表

令和4年8月25日現在

太字コシック 教育委員出席予定
 ◎ 教育長出席
 ○ 教育次長出席
 △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	木			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
2	金	9月市議会定例会開会 10:00 本庁会議場 ◎○			
3	土				
4	日				
5	月				島原市スポーツ協会第2回理事会 15:00 本庁1A 会議室 市長◎△
6	火	9月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△			
7	水	9月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△	9月定例校長会 9:30 杉谷公民館 △		
8	木	9月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△			
9	金	9月市議会定例会一般質問 10:00 ◎○△		市民音楽祭(邦楽の部)第2回代表者会 霊丘公、 19:00	
10	土		高末峰会幹事会 10:30 霊丘公民館 △		
11	日			社会教育講演会(講師:県立大 柳田多聞)「演じて 楽しい・紙芝居」 13:30 有明文化会館 △	日本学生陸上競技連合・令和3年度栄誉贈与式(功 労賞) 11:40 たけびしスタジアム京都 市長
12	月	9月市議会定例会 総務委員会 10:00 第1会議室 ◎○△	定例教頭会 10:30 杉谷公民館		
13	火	9月市議会定例会 産業建設委員会 10:00 第1議 室		古文書調査事業(村上准教授) 13:30 島原図書館 △ (15日まで)	
14	水	9月市議会定例会 教育厚生委員会 10:00 第1議 室 ◎○△			
15	木				
16	金	9月市議会定例会 予算審査特別委員会 10:00 第1 会議室 ◎○△			令和4年度第2回生涯スポーツ委員会 13:30 有明 庁舎(オンライン会議) △ 令和4年度第2回県民体育大会実行委員会 15:00 有明庁舎(オンライン会議) △
17	土		第72回科学作品展 10:00~17:00 島原文化会館		
18	日		第72回科学作品展 10:00~17:00 島原文化会館		
19	月	敬老の日			
20	火				
21	水	島原市教育文化振興事業団理事会 14:00 有明文 化会 ○			
22	木	9月市議会定例会 閉会 10:00 市議会議場 ◎○			
23	金	秋分の日			
24	土			しまばらんお宝彩八見(文化財保存活用計画ワー クショップ) 大三東地区 13:00 △	
25	日			菜園跡の菜草教室 菜園ウォーク 9:30 旧島原藩菜 園跡・本光寺 △	
26	月	島原振興局への要望 13:30 島原振興局 ○		市民音楽祭(洋楽の部)第2回代表者会 19:00 会場 未定	
27	火				
28	水	決算審査特別委員会 10:00 第1会議室 ◎○△	市中体連駅伝大会 8:30~15:00 復興アリーナ		
29	木	決算審査特別委員会 10:00 第1会議室 ◎○△	教育長・校長合同研修会 10:00~15:00 教育セン ター		
30	金				